

令和2年 給与に関する報告及び勧告の概要

今回の給与勧告の特徴

特別給（ボーナス）について、先行して勧告

- ・特別給（ボーナス）の年間の支給割合を0.05月分引下げ（年間4.50月→4.45月）
※ ボーナスの引下げ勧告は10年ぶり
- ・月例給及び人事給与制度等に関する報告・勧告は、別途実施

1 民間給与の調査

新型コロナウイルス感染症の影響により、特別給に関する調査を6月29日から7月31日にかけて、実地によらない方法で先行実施

【調査結果】

民間の年間支給割合 4.47月（本市現行：4.50月）

- ※ 昨年8月から本年7月までに支給された特別給で算出
[昨年の民間の年間支給割合 4.51月（本市：4.50月）]

2 勧告の内容

民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当を年間で0.05月引き下げ、4.45月*とすること。

- ※ 支給月数は0.05月単位としており、小数点以下第2位を二捨三入、七捨八入して算出

(1) 一般の職員の支給割合（月数）

		6月期	12月期	合計
令和2年度	期末手当	1.325（支給済み）	1.275 （現行1.325）	4.45 （現行4.50）
	勤勉手当	0.925（支給済み）	0.925	
令和3年度	期末手当	1.30	1.30	4.45
	勤勉手当	0.925	0.925	

(2) 管理職員の支給割合（月数）

		6月期	12月期	合計
令和2年度	期末手当	1.125（支給済み）	1.075 （現行1.125）	4.45 （現行4.50）
	勤勉手当	1.125（支給済み）	1.125	
令和3年度	期末手当	1.10	1.10	4.45
	勤勉手当	1.125	1.125	

- ※ 太字は、引下げ勧告の対象となる支給割合

3 実施時期

条例の公布の日

【参考1】勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の年収への影響

現行	改定後	増減	平均年齢
626万6千円	624万7千円	▲1万9千円	40.5歳

（令和2年4月から令和3年3月までの年収額）

<影響額>行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約▲6億3千万円 [32,945人]

【参考2】最近の特別給に関する勧告の状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
年間支給月数	4.15	4.00	4.00	4.00	4.00	4.15	4.25	4.35	4.45	4.50	4.50	4.45
増減月数	▲0.35	▲0.15	-	-	-	0.15	0.10	0.10	0.10	0.05	-	▲0.05

お問合せ先

人事委員会事務局調査課長 瓜本 英二 Tel 045-671-3343